

## 南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回 (第 19 回)	平成 26 年 8 月 8 日 (金) 15:10 ~ 15:50
	前回 (第 18 回)	平成 26 年 6 月 6 日 (金) 15:40 ~ 16:30
場 所	宮城県庁 9 階 第一会議室	
復興整備事業		集団移転促進事業 (1 地区) ・ 土地改良事業 (1 地区) ① 泊浜地区防災集団移転促進事業 ② 南三陸地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (廻館地区) ※ 東日本大震災復興特別区域法 第 49 条第 7 項関係 : ① (開発許可) " " " " : ① (自然公園) " " " " 第 48 条第 2 項関係 : ②
1 出 席 者	南三陸町	企画課長補佐兼政策調整第 1 係長 千葉 啓 企画課長補佐兼政策調整第 2 係長 廣藤 智之 復興事業推進課移転促進第 2 係長 石田 秀一 産業振興課技術補佐 鈴木 剛
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 " 政策調査官 丹野 栄 " 参事官補佐 鈴木 明美
	震災復興特区法第 47 条第 4 項第 4 号の構成員	南三陸農業協同組合 営農生活部長 阿部 國博 南三陸町農業委員会 主幹兼主任 阿部 勉
	宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐 大宮 敦 " 復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐(総括) 小林 和重 " 建築宅地課 技術副参事兼技術補佐(総括) 小野寺邦之 農林水産部 農業振興課 副参事兼課長補佐(総括担当) 菊池 弘之 環境生活部自然保護課 緑化推進専門監 千田 政明 震災復興・企画部 地域復興支援課 地域復興支援課長 熊谷 良哉

### ○協議内容

#### 1 開 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐(総括担当) 稲村 伸)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、WE B 会議システムの説明

#### 2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第 7 条により、南三陸町の千葉 企画課長補佐が議長となる。

(南三陸町企画課長補佐 千葉)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農用地利用計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項がございますので、それについて説明いただき、質疑を行います。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長補佐 廣藤)

【様式第2について、主に変更部分を説明】

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ご意見がないようですので、次へ進みます。

今回の復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、農用地利用計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、農用地利用計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 産業振興課参事 阿部)

【様式第4について説明】

※農用地利用計画案の縦覧について、意見書が出なかつたことも説明

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県農業振興課から補足することはございませんか。

(県農業振興課副参事兼課長補佐 菊池)

計画について、特に異存はありません。

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ここまで説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、南三陸農業協同組合の営農生活部長 阿部様、いかがでしょうか。

(南三陸農業協同組合 営農生活部長 阿部)

特に異存はありません。

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

続いて、南三陸町農業委員会の阿部様、いかがでしょうか。

(南三陸町 農業委員会主幹兼主査 阿部)

計画について、異存はありません。

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

次に、今回の復興整備計画では、16ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町復興事業推進課移転促進第2係長 石田)

【様式第10について説明】

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課 技術副参事兼技術補佐 小野寺)

事前に関係図書の提出を受けており、宅地造成の技術基準に適合していることを確認しております。以上、説明を終わります。

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ありがとうございました。ここまで説明に対し、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

それでは、次に進めさせていただきます。

今回の復興整備計画では、16ページ(4-②)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課 移転促進第2係長 石田)

【様式第17について説明】

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課からから補足することはございませんか。

(宮城県環境生活部 自然保護課 緑化推進専門監 千田)

計画内容の一部変更については、まちづくりルール等に基づき、引き続き自然景観に配慮されたものとなるようお願いします。その他、特に意見はございません。

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ありがとうございました。ただいま、事務局と県の自然保護課から説明がありましたが、皆様からご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(出席者一同)

＜意見、質問無し＞

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、ご了承をいただけるでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。 (との声あり)

(南三陸町 企画課長補佐 千葉)

ありがとうございます。以上で、議事を終了いたします。

### 3 閉 会

(宮城県 震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村 伸)

#### ○協議結果

- ・集団移転促進事業（1地区）、土地改良事業（1地区）のうち、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく開発許可と自然公園の行為許可、同法第48条第2項に基づく農用地利用計画の変更について、それぞれ該当する地区ごとに協議会で了承された。